

返品

関連法規等に関する留意点

親事業者が、下請事業者から納品された製品を受領した後に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、当該製品の一部または全部を下請事業者に引き取らせることは、下請事業者の利益が著しく損なわれることから、下請法4条1項4号の返品の禁止に該当するおそれがある。

(想定例)

親事業者であるアパレルは、下請事業者にアパレルの自社ブランド名を付した製品を製造させ納品させた。シーズン終了後、売れ残った製品や、自店舗での商品入替えにより店舗に置かなくなった商品を下請事業者に引き取らせた。

望ましい取引慣行

親事業者は発注書に記載された商品について、下請事業者の瑕疵による事由以外では返品しないようにする。ただし、瑕疵の内容については事前に双方で書面にて取り決めておくことが望ましい。